

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷十二第

行發日一月二年四十正大

論叢

相續税の能力原則上の弱點……………法學博士 神戸 正雄

社會學と現象學……………文學博士 米田庄太郎

倫理と經濟との關係……………法學博士 財部 靜治

時論

支那の社會の固定性……………文學博士 矢野 仁一

小作問題と朝鮮の小作制……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

貨幣の對内及び對外價値の變動と貿易並ひに爲替との關係を論ず……………經濟學士 谷口 吉彦

雜錄

再び西陣の機業仲間について……………經濟學博士 本庄榮治郎

海運同盟の研究に關する……………法學士 小島昌太郎
 參考資料に就いて……………

小作問題と朝鮮の小作制 (上)

河田 嗣 郎

- 一 小作制の實狀と小作問題の性質
 - 二 地主と小作人との實況
 - 三 小作の種類及方法
 - 四 小作契約の方法及内容
 - 五 小作期間及小作料
 - 六 地主及小作人の權利義務
 - 七 地主の施設と小作人組合
 - 八 小作問題の起不起
- 次號掲載

一 小作制の實狀と小作問題の性質

我國現時の小作問題は、小作制がまだ十分なる發達を遂げて居なくて、封建時代の思想を根據とする所と、小作料の決定が十分なる理論的基礎を有せざる所と、小作人がまだ十分に企業家たる地位に上ぼつて居ない所と、其他種々之に類した事情が現時の小作制に含有されて居る所から表はれて來るものである。即ち同じく小作制といはるゝものながら、英國に之を見るやうな純粹

な企業として行はれるものと、我國に行はれて居るものとは、著しく面目を異にするものがある。英國の小作人には一の獨立なる企業家として、かなり廣い面積を有する農場を一手に引受けて小作し、従て勞働は多く雇傭勞働を用ゐて行はれ、小作人は地主に對して決して劣らざる社會的地位と經濟上の實力とを有する者が少くない。従て小作人と地主との間に問題が起る場合には、それは單純に土地の貸借條件に關するものが多く、思想的な意義を有することにまで及むで問題の起る場合は少い。尤も同じ英國の中に在つても、愛蘭のやうな小作制の幼稚な所に在つては、我國などに於けると似たやうな小作問題が起り得る。

然るに我國の小作制は佛・伊などに行はれて居る所の分益小作制から一步ばかり進歩した位のものであつて、小作人は他人の土地を借受けて獨立の經營をこそ爲せ、まだ獨立な企業家として年々に於ける収益上の損得を一切自己に引受けて之を行ふまでに至つて居らぬ。風水旱虫害等の爲めに不作を見た場合には、地主の檢見を請ふて小作料を低減して貰ひ、以て其の企業上の損失を全部又は一部分免れんとするのである。そして又小作料は歩合でなくて大抵定額とはなつて居るけれど、貨幣で其額の定められたるは主要農作たる稻作には稀であつて、たゞ僅かに畑作に於て之を見るに過ぎぬ。然かも又小作人は封建時代に於けるほど地主に對して臣事するやうなことは無くなつたけれど、然しまだ多少主從的な氣風の殘つて居る所もあり、少くとも優者と劣者と

1) 拙著『農業經濟學』第四編第四章及第六章參照

の區別は兩者の間に存在して居て、まだよほど舊式な所がある。それに又小作人は其の業務上の収益は企業利潤たる性質のものよりも、自家の勞働に對する賃金たる性質のもの、方が遙かに多く含まれて居て、勞賃相等以上何等企業利得と見らるべき所のものなきを多數の例とするのみならず、其の勞働報酬は雇傭勞賃相當にも及び能はざるやうなのが少からざる有様である。²⁾

そんな風だから我國に於て現今表はれて居る所の小作問題は、決して單純なる農企業上の問題として地主と企業家との間の業務上の問題たるに止らないで、そこに小作人の地主に對する社會上の地位の向上を圖るが爲めの事情や、小作人の地主に對するや、御家來らしい從屬關係を革め小作人一般の解放を圖らん爲めのことや、思想上に於ける社會的平等觀に養はれて、恰も工業勞働者の間に於ける階級闘争的な社會運動と同様なる思想上の要求に促されて現状の改革を行はんとすることやが、多分に含まれて居る次第なりとする。即ち小作問題はたゞ小作條件に關する法律上や經濟上の問題たるに止らないで、多分に思想的含蓄を有する社會問題たる性質を備へて居るのである。

然るに今翻つて同じ我國でも内地を去つて朝鮮の状態に就いて見れば、彼地の小作制は内地の小作制よりも一般的には幼稚なる状態に在り、彼の分益小作制そのままに歩合小作制として行はれ居るものが多い。そして小作人の地主に對する社會的地位と經濟上の實狀とは、内地の小作人

よりも劣り、思想上の要求亦未だ十分現代的の傾向に觸れないで、昔乍らの氣風と状態との依然として存続されたるを見る。従て朝鮮に在つては、まだ多く内地に於けるやうな小作問題も表はれないで、其點に於ては比較的平靜なる實狀を呈して居る。けれども彼地に在つても其の或地方特に南鮮の或地方に在つては、既に内地同様の小作問題の發生を見て居る次第で、然かもそれは漸次諸地方に蔓延せんとする勢を見せて居る。それに朝鮮の小作制は内地のよりも一段幼稚の状態に在りは在り乍ら、制度としては同一形態の下に分類され得べきもので、兩者間に著しき相違はない次第なるに加へて、小作人が現代的な思想に觸れる點に於ても、彼地は内地より一步づ、後れこそすれ、やはり同様に現代思想の洗禮を受けることは免れ難い所だから、朝鮮今後の事情としては、内地同様に益々多く小作問題の續出を見るに至るべきものと思はねばならぬ。

加之朝鮮に在つては、地主の中かなり多く内地人が加はつて居るから、若し内地人地主と鮮人小作人との間に問題が起きて來れば、そこには内地に於て之を見る諸事情以外に内地人對鮮人といふ民族上、政治上、感情上其他の事情が加重せらるゝ次第で、問題は一層難解で又險惡なものとして表はれ又養はれ行く恐がある。

すべて此等のことを思へば、朝鮮に於ける小作状態の今後は決して安神の出來ぬものである。今にして十分考慮する所あつて、問題を未發に防ぐ工夫あらば之を爲すべきである。實狀に改善

すべきものあらば之を爲すべきである。制度として根本的改造を要するものあらばそれをも敢て辭すべきでない。

然し何といつても此の問題を攻ふるに就いては、先づ以て朝鮮に於ける小作制の現状を、ありのまゝに知つて置く必要がある。又その實状を知るといふことは、かゝる問題をぬきにしてたゞ學問上の智識として之を考ふるも價值あることである。そこで私は以下少しく朝鮮小作制の實状について、其の解説を爲すを主としつゝ、多少之に批評的攷察を加へて、一般の有様を叙して見たいと思ふ。

尤も朝鮮の小作制はその慣行の由來遠きが爲めに、地方々々に依て少からざる相違あり、地目に依り、土地の肥瘠に依り、作物の種類に依り、又所有者の相違によつて、多少づゝ異同あるを見る。従て茲には、たゞ普通の慣行について、然かも米作を主とする水田と普通の畑作地とについて之を叙ふるに止むる外はない。然るにその普通の慣行に關しても、朝鮮全土に涉つた纏まつた調査はまだ行はれて居ない上に、私自身として各地の慣行に涉つて實地に調査する便宜も暇も有たぬ次第だから、茲には大正十二年十二月に編纂されたる全羅南道廳の小作慣行調査書を主とし、之と同年三月全羅北道廳に於て造られた小作制度並農家經濟に關する調査書を併せ用ゐつゝ、之に多少他の材料を加へて説明し論評することゝする。従て材料は南鮮の一二道内に限らる

る嫌あれど、幸にも全羅兩道の小作慣行調査書には他道内の實狀が引用比較されてあるから、之に據て觀察を行つて行けば、大體鮮地内の狀況として當らずと雖も遠からざるものが得られる筈である。不完全な所は後日完全な資料を獲た上で完成すること、せう。

二 地主と小作人との實況

先づ朝鮮に於ける地主と自作農と自作兼小作農と小作農との戸數割合を見るに、其の移動の狀況左表の如きものがある。³⁾

年	農家戸數				千分比			
	地主	自作	自作兼小作	小作	地主	自作	自作兼小作	小作
大正三年	四六、七五四	五九、五七	一、〇五、七五五	九二、三六一	二、五三、三七	二	四二	五三
同 八年	六〇、三六	五五、八〇	一、〇五、〇六	一、〇〇、〇〇	二、六四、八五	三	一七	三三
同 九年	六〇、九三	五九、一七	一、〇七、七六〇	一、〇八、八四	二、七〇、八元	三	一五	三三
同 十年	七〇、〇五	五三、一八	九四、九六	一、〇九、六〇	二、七六、九元	三	一六	三六

右表に據て是を觀れば、朝鮮に在つては最近の狀況として純然たる小作人は全農家の四割に及び、自作兼小作人三割六七分、兩者を合すれば實に八割近いものである。そして比年推移の狀況としては、地主は多少増加の傾向あれど甚しきことはない。自作農は大體多くの増減なく、たゞ

3) 朝鮮總督府殖産局『朝鮮の農業』一二一頁

自作兼小作人の戸数が著減して純小作人戸数が増加しつつある。即ち小作を兼ね行ふやうな小自作人が其の所有地を失つて純小作人と化しつつある傾向が窺はれる次第である。そして全鮮内南鮮地方には概して小作人多く、北鮮地方には比較的自作農が多いのである。即ち南鮮地方は氣候よく米作盛で畑作も棉花其他多種の作物耕種に適し、従て地價も高く土地は兼併せられて大地主比較的多く、小作人は其數甚だ多くて其の狀況は貧弱極れるものが多數である。

試に全羅南道に於ける地主と小作人との實況に就いて見るに、先づ地主の數及び其の所有面積に依る區分比例左表の如し。(大正十一年調)

	自ら耕作 せざる者	一部自作 するもの	計	百分 比	農家總戸數に 對する百分比
大 (廿町以上)	二四一	七三六	九七九	三、七三	〇、二七
中 (五町以上)	三三八	二、五五二	二、八九〇	一、〇〇	〇、八一
小 (一町以上)	九二〇	六、二一九	七、一三九	二七、一八	二、〇〇
細 (一町未満)	二、二八五	一、九七六	四、二六一	一五、〇九	四、二八
計	三、七八四	二二、四八九	二六、二六九	一〇〇、〇〇	七、三七

右表に依て觀れば、二十町歩以上といふやうな大地主の少きは勿論のこと、僅か一町未満の土地を所有し乍ら自ら耕作せざる者の數の多大なるは驚くべきことである。そして一部自作を爲す者を加ふれば一町未満の小地主は全地主中五割八分の多きに達するも注意すべきことである。尙

又地主總計が農家總戸數の僅々七分四厘弱にしか當らぬのは如何に小作人の數の多きかを思はしむるに足る所とせなければならぬ。

然らば小作人はといふに、

	百分比	小作人總計中歩合
三町以上を耕作する者	九、五二〇 ^ア	二、六七
一町以上を耕作する者	五、六四二七	一、五八四
三反以上を耕作する者	九、五、六五七	二、六八八
三反未滿を耕作する者	七二、四八二	二〇、三二
殆ど一定の小作地を有せざる窮農	二七、五三三	七、七三
計	二六一、六一九	七三、四五
附り 地主階級	二六、二六九	七、三七
自作階級	六八、三〇七	一九、一八

註——所有地の一部を自作する者を含まず

といふ狀況に在る。即ち農家戸數中の百分比に於て地主階級は七・三七%しかなく、自作階級亦一九・一八%を出でざるに、小作人は實に七三・四五%の多きに及びて居る。そして其の小作人中に在つては、三町以上を耕作するものはその歩合僅々三分六厘にしか當らず、最も多きは三段以上一町以下を耕作するもので實に全數の三割六分五厘餘に及びて居る。三反未滿の耕作を爲す者

も亦かなり多く、全數の二割七分七厘を占めて居るのであつて、其の經濟の如何に貧弱なる者の多きかは、之を見ても想像のつく所である。まして一定の小作地なく、たゞ其日暮しをして居る窮農に至つては、實に最も憐むべきものであるが、其數しかも全數の一割に達して居ること、注目し値する所たらざるを得ない。

そこで今少し立入つて地主と小作人との經濟上の實況を見るに、地主は大抵は兩班の階級に屬し、或は王家の功臣たりしもの、後裔たるもの、文武の官職に在りたる者、地方學府の主宰者たりし者、地方の豪族にして此等と親族關係ある者等であつて、社會的特權を有し、貴族的待遇を受けた者である。従て地主はたゞに土地の所有者たるが故に經濟上の實力を有するのみならず、一般的に見て社會上の地位高く勢力強大であつて、小作人に對しては主君の如き態度と實力とを有つたものである。尤も韓國併合と同時に此の階級制は廢れたわけだけれど、其の實狀は尙ほ今日に残存して居る所少からざる有様である。

そして地主の一家經濟状態はと見るに、二十町歩以上といふやうな大地主は、其の經濟に少からざる餘裕あるは勿論だが、五町歩以上の地主の經濟も兎も角多少の餘裕を示す狀況に在る。然るに五町歩以下の小地主に至つては、たゞ殆んど收支相償ひ漸くに生活に不足なきを得る位の實狀に在る。

けれども兎も角地主は農村に在つては小作人に比し經濟上の優者たるが故に、小作人は何かにつけて地主を頼どし、業務上又は一家生活上に必要とする資金の如きも、之を地主より借受け、地主は小作人に對し資本主たる關係をも有つて居るのである。尤も地主が自己の小作人に對して現金的に農耕資金を貸付けるやうな例は全羅南道あたりに在つては甚だ少いやうであつて、若しその貸付を行ふものありとも、其の場合には地主たるが故といふよりも、一種の金貸業者として之を爲す場合が多い。従て貸付には擔保を必要とし、利子は月三分以外といふ高利なるを例とする。たゞ近時地主中の先覺者には自己の小作人に對して比較的低利なる農業資金の融通を爲す者が段々殖へて來るやうである。

次に種苗肥料等は原則としては小作人の負擔する所だけれど、小作人の經濟の貧弱なる爲め之を用意せない者も少からず、其等の者の中には地主より種子の貸付を受くる者も少くない。その貸付に對しては收穫後一斗の借受粍に對して一斗五升を返濟するを例と爲すやうな次第である。然し近時の傾向としては地主中に稻麥等の優良種子や桑苗等を配布して栽培せしめたり、又は原採種番を設けて其れから採つた種子を小作人に配付交換する等のことを爲すものが増して來つゝある。肥料についても綠肥の種子を無料で小作人に配布したり、金肥を無利子で小作人に貸付したり貸付肥料代の半額又は一部分を地主に於て負擔する者も追々殖へて來て居る。

又耕牛農具等も地主より小作人に供給したり貸付たりする例は少い。たゞ近時改良農具例へば稻扱器、籾摺臼、唐箕、萬石通等を貸付けて農事改良に資せんとする地主は段々表はれて來たやうである。

其他地主の小作人に對する關係に就いて記すべきことは、地主に於て小作人組合を設置し小作人の保護指導を爲す傍農事の改良發達を圖らんごすることや、優良小作人を表彰することや、優良小作人をして内地及鮮内に於ける模範的農地を視察せしむることや、小作米の品評會を催し優等小作人に獎勵米を交付することやの行はれて居ること之である。そして此種のごことは、之を地主個々に行つて居るのもあれば、又地主會に於て行つて居るものもある。

併し要するに朝鮮に在つては、小作人に對する地主の地位優秀なるが爲めに、地主は小作人に對して常に優秀者たる態度を以て臨むで居る有様は、内地の狀況に似て更に甚しきものがある。そして地主の多數はまだ小作人に對する慣習的搾取を爲すを以て能事終れりとするのであるが、近時漸く覺醒し來れる地主といへども、やはり優秀者たるが故に小作人を保護し指導し愛撫し、何呉れご世話を焼き利益を圖つてやるごいふ意味から、色々の對小作人施設を爲すものたるご、朝鮮の小作制の現状を知る爲めには、見遁すべからざる所である。そしてそれが内地以上に然るものあるを見落してはならぬ。

そこで翻て小作人の地位と經濟狀態とについて見るに、朝鮮の小作人は昔時から百姓中に在つても最下層に位し、地主に對しては殆んど臣下たる如き實狀に在つた。そして前に之を示したやうに、小作人の多數は其の耕地面積極めて狭少なるが爲めに、其の經濟狀態は頗る低級のものである。従てその生活は多く文明人らしき所はなく、甚しきは原始人に近いやうな生活を爲して居る。即ちその所得は一家の生活を支ふるに足らず、所謂窮春即ち春季端堺期より農繁期たる稻作植付時期に當つては、農業資金の備なきは勿論のこと、種子肥料の如きも之を用意する所なく、自家の食料にすら事を缺いで草根木皮を採つて漸くに露命を繋ぐ者も少からざる有様である。概して朝鮮の農民には貯蓄心なく、業務に對する計畫もなく、其日暮しをして居る者が多いのだが、其狀特に貧弱なる小作人に多い。

全羅南道廳の調査に基けば、三町以上の耕地を小作する者に於て僅かに生活上に餘裕を見るばかりである。一町以上三町未満の小作を爲す者は小作人中の中流であるが、その經濟は却つて其の以下の小小作人よりも苦しい状態に在る。

そんな有様だから、小作人の多數には、たゞ眼前のことだけしか見る明なく、永遠的な計畫や改良事業等に對する理解乏しく、従て農事の改良の如きも、技術的にも經營的にも甚だ行はれ難き次第である。特に彼等の間には教育に對する理解が乏しくて小學兒童の就學及登校歩合も甚だ

宜敷からず、小作人自身にも無學無筆なるものが大多數である。そして元來數理の觀念乏しきことは、その無學なること、相待つて、彌々農事一般の改良と小作人一家經濟の計畫的なる改良とを困難ならしめて居る。何れにしても朝鮮に於ける問題としては、此等の小作人を今少しく經濟的にも文化的にも向上せしむることが、最も重要な所たらざるを得ないのであつて、現代の文化國民としては洵に耻かしき現狀なりとする。

三 小作の種類及方法

朝鮮に行はれて居る小作制は、最も普通なる形式は所謂分益小作制 (Metairie) の部類に屬するものである。即ち小作人は小作地より收穫したる農産物を其の實物に於て小作料として地主に納入するのであつて、然かもその小作料は歩合制なるを以て原則とし、歩合は又地主と小作人と折半なるを以て原則とする。尤も之は水田に就いてのことであつて、畑地に在つては定額小作料制 (定租法又は賭只法) なるが多く、小作料も金納たるを見る場合もある。

朝鮮に於ける歩合小作制は又分れて二様になつて居る。執租法 (又は執穗法) と打租法 (又は打作法) と之である。

先づ此等の諸種方法について其の意義を示せば (一定租法とは年の豊凶に拘らず年々一定額の小

6 同書六四——一八頁

7) 『朝鮮の農業』一二二頁以下 『小作慣行調査書』一二五頁以下

作料を納むるものであつて、右述ぶるが如く主として畑地に行はれ畚に行はるゝ場合は少い。即ち朝鮮に在つては水田の灌漑排水設備甚だ不十分で従て降雨量や出水量の多少に依り年々の作柄一定せず、然かも小作人は貧弱なるものが大多數なるために、自ら作柄の豊凶に依る業務上の損得を一身に引受くるだけの力なく、やはり歩合小作制として豊凶共に一定歩合とするを便宜とするから、定租法は水田には行はれ難く、たゞ水利設備の完全な所のみに行はれるに過ぎぬ。定租法に於ける小作料決定の標準は平年作の三割五分乃至五割とせられるが、普通五割見當なのが多いやうである。

(二) 執租法とは検見法、看坪法なども稱せられ、毎年作物の登熟前後に地主又は其の代理人が小作人立會の上立毛のまゝで收穫量を査攷して其年の小作料を定める方法である。そしてその検見の方法は坪刈等に依つて行はるれば公平に行はれ得るけれど、斯かる手数を掛けるを好まず大抵は目分量で行はれる。執租法に於ける小作料は歩合に依り折半を原則とすれど、検見の際とかく見積りは實收以上に査定せられ易いから、小作料は實收額の五割を超ゆる場合が少くない。其代り又地主の寛大なる者に在つては實收量の五割以下なる場合もある。此の方法は簡便で又貧弱なる小作人には豊凶に依る企業上の危険が少いから、畚に於ては最も廣く行はれて居る。

(三) 打租法とは、刈分法とも稱せらるゝものであつて、地主又は其の代理人が小作人と立會の上

實際收穫の行はるゝ時に、刈取られたる稻束の數によるか、然らざれば打穀調製の行はるゝ際に出來上りたる穀物の分量に依て、之を折半するもの之である。然し一方には租税や種子の負擔のこともあり、他方には藁稈類の收穫のこともあるが爲めに、收穫の分配率に就いては實際上必ずしも折半とまらない場合が少くない。即ち(イ)收穫物を折半し、地租及種子を地主の負擔とするものもあれば、(ロ)收穫物中より先づ地租及種子代に相當する數量を控除し其の殘餘を折半するものもある。又(ハ)地主が地租を納め小作人は種子を負擔し收穫物は其まゝ之を折半收得するものもある。此の場合には又藁稈類をも折半するのど、小作人に收得せしむるのどがある。次に又(ニ)地主が種子を負擔し、小作人は藁稈を收得して其代り地租を拂ひ、收穫物は折半するものもある。更に又(ホ)着穂のまゝ折半分配し藁の半量をも地主に於て收取するものもある。すべて此等の方法は、もとこれ地味地質其他の點を顧慮して、收穫物を折半する原則を維持し乍ら地主と小作人との收得と負擔との平均を失はざらしめんとする所から出て來た方法であるが、又場合に依ては地主の力強きために收穫は折半とし乍ら負擔は小作人に課せらるゝ慣習となつたものもある次第なりとする。斯かる考慮は分益小作制の行はるゝ所では廣く其の實例を見るのであつて、佛伊等の實狀亦右の如く色々になつて居る。そして此等の分配方法は獨り打租法に就いて行はるゝのみならず、執租法に於ける小作料の決定さるゝに當つても考慮せらるべき所たるは謂ふ迄もない。

打租法は小作方法としては最も幼稚な方法だけれど、貧弱なる小作人に取つては最も公平なるを得る方法と考へらるゝ。

普通小作に於ける右等各種の方法とも、二毛作を爲す場合には裏作に對しては小作料を徴收せざるを以て通常とする。

そして右等諸種の小作方法の推移の状況はといへば、昔は打租法廣く行はれたれど、其の手續を要する所大なるより漸次執租法と化して、此の方法が現今最も廣く行はれつゝある。けれども近時の傾向としては、地主に於て一面には定租制に依り小作人になるべく集約經營を行はしむることの有利なるを知り、歩合制ではさかく小作人は土地に肥料を投ずるを好まず又經營上多く勞力がかかるを厭ふ風あるを免れ難いから、定租制に依て小作人をして土地を愛せしめ其の肥力を増すに貢獻せしめんと欲する傍、他方には又毎年の小作料決定の際に於ける都度の悪感情と利害衝突とを避け小作問題を發生せしむる機會を少くせんと欲する所から、漸次定租法を採用せんとする風が表はれて來た様である。そして現状についても同じ朝鮮の中に於て小作制の分布には多少の相違あり、南鮮の如く番多き地方には概して執租法廣く行はれ、北鮮番少き地方には打租法多く行はれて居る。田(畑のこと)に就いては、前述の如く定租法最も廣く行はれ、打租法之に次ぎ執租法は最も少い。

以上は普通の小作制に就いての説明であるが、此の以外に特殊小作制と見らるべきものの中には、先づ『永小作制』の擧ぐべきものがある。これは永年の小作慣行に依り、小作人は地主の意思に獨立して自由に小作権を賣買讓渡するを得るものであつて、地主は小作人に於て著しき不都合なき限り、相當の賠償を爲すにあらざれば小作地を取上ぐるを得ざるものである。然しその小作権は新に設定せられたるは少く、多くは昔時から永續的に小作の行はれたるに依るもので、従て其の權利の法律的に十分確定して居るのは少い。そして永小作に在つては小作料は普通の小作料より稍々低廉である。其代り小作人は租税水利費等を負擔するを例とする。次に刈分小作といふのがあつて、之は打租法の一様であつて、收穫の際地主又はその代理人と小作人と立會の上立毛のまゝ結束して折半に分配するのである。多くは執租法としての檢見に依て小作料の協定の出来ない場合か、災害時に於ける不作の場合に小作料の減免の話の纏らないとき、其他瘠地で收穫一定せない土地などに於て行はれるのである。其の方法内地に於けると多少趣を異にする。

小作方法に就いて述ぶるに當つて尙ほ附記すべき所のものは、『中間小作』である。之は小作人が其の小作地を轉貸するに依つて、眞實の小作人と地主との間に中間の小作人の生ずる場合を謂

ふのである。中間小作は一に『又小作』とも稱せらるゝが、其の多くは公然地主の承諾の下に行はれるのではなく、内密に行はれるか、然らざれば地主は之を黙認するに止まるが普通である。

中間小作の行はるゝ事由として小作慣行調査書の示す所は¹⁰⁾

- (イ) 舊來の慣行又は特約に依り永小作權又は借地權を有する者其他小作人の病氣又は家事の都合により中間の利得を收め又は收めずして之を轉貸する場合、
- (ロ) 親戚又は知友にして小作地なく又は小作地少き場合に當人が地主の信任薄くして困難し居るを救濟する意圖を以て自己が小作する土地の一部を割き又は自己の名義を以て他より新たに小作地を借受けて轉貸する場合

(ハ) 地主より相當の報酬を受け一纏めの小作地を委託せられたるを中間多少の利得を收めて勝手に第二の小作人に轉貸する場合(地主は之を承認し又は黙認する場合少からず)

(ニ) 管理人又は小作人が當初より轉貸して中間の利得を占めんとする目的を以て自己名義により過大の小作地を借り之を轉貸する場合

等である。そして此の方法に依る小作が第二の小作人即ち眞實土地を耕作する小作人の正當に得べき利益を少からしめ、又一般的に農事の改良進歩を阻害する所の多大なるは言を俟たぬ。中間小作人即ち名義上の小作人は眞にこれ搾取者であつて、家内工業に之を見る所の Sweating Sys-

formに類して居る。

次に記すべきは『共同小作』である。之には小作人共同して小作地を借受け、共同の資本と勢力とに依つて之を小作し、利益は共同者の間に分配するものと、共同して一纏の土地を借受け之を個別に小作するものとある。そして此の共同小作方法は其の共同の遣方には右の外尙ほ色々の區別あり得べきであつて、たゞ共同に小作するといふ中にも、利益の分配方法、賃金の支拂方法、其他共同作業の範圍等多種多様に組織され得べきものとする。

此の共同小作制は内地に在つても、多少は古くより行はれて居る所もあり、近時は小作組合の事業として行はれんとする傾向が著しくなつて來た。地方に依ては農會の如きも之を獎勵し、地主も亦その共同に加はり又は加はらずして之を獎勵して居るのが少くない。外國に在つては伊太利の *affittanza collettiva* は人も知る如く其の著名なる例であつて、近時着々功を奏し甚だ注目に値するものがある。¹¹⁾ 然し朝鮮に在つてはまだ廣く行はれて居るとは謂ふことが出來ぬ。

以上の如く朝鮮には色々の小作方法が行はれて居るが、要するに何れも小作制としては幼稚なものばかりであつて、小作人は他人の土地を預り獨立に之を耕作經營する點に於てはや、企業家らしい點を有つて居るけれど、其の爲す所はたゞ他人に雇傭さるゝ代りに獨立に自家勞働を爲す

11) 拙著『農業經濟學』第四編第二章

に過ぎないで、其の實質に於ては廣義の労働者中に含まるべきものたるに過ぎない。そして其の業務所得も亦自家の労働に對する報酬たる所のもの以上を得ることなく、所得中に企業利潤と見らるべき所のもの、包含さるゝことなく、勞賃としても甚だ低き勞賃たるに過ぎざる有様である。此の意味に於ては、内地の小作人が已に一種の労働者たるに過ぎないのであつて、之を企業家と見ることの不當なるは私の信じて疑はざる所だが、朝鮮の小作人はそれにもまして企業家らしき要素を備へず、又その所得は一般的には内地の小作人にも及ばず、甚だ貧弱にして憐むべき境遇に在る。其の經濟の幼稚にして低級なるは寧ろ驚くに堪えたる所なりとする。

内地の小作人もやはり幼稚なる小作制の下に在りとはいへ、その小作料はともかくも定額制となつて居るから、豊作の場合には其の利益を其儘に享受することが出來、その餘分所得は企業利潤とはいふに足らずとも、少くとも勞賃としてや、多額なる報酬を形造ること、なるが、朝鮮では前述の如く大多數は歩合小作制なるために、豊作なりとも小作人はその利得の半分にしか浴することが出來ぬ。従てその作業利得に對する割け前は、内地の小作人に比し一般的に割の悪い實狀に在るを否み難い。

それに又歩合小作制に在つては、小作人は十分に肥料を施し勤勉して労働に當り以て餘分の收益を擧ぐることも、その半分だけしか自己の所得とはならず、あと半分はたゞ地主を肥やす所とな

るに過ぎず、馬鹿くしさを感ずる所から、その作業とかく粗放的で動もすれば掠奪經營に陥り易い弊害がある。此事農事一般の改良のためには最も大いなる障害を爲さざるを得ず、歩合小作の廣く行はるゝ状態の下に在つては、技術上や經營上の指導改良の中々行はれ易からざるものがある。朝鮮小作制の現状は此等の意味からしても、大いに刷新改革せらるべき多くのものを有すとせなければならぬ。此點なほ後に述ぶる所と併せ致ふべきである。

四 小作契約の方法及内容

内地に在つてもさうであるが、總べて幼稚な小作制に於ては、契約は普通口頭を以て行はれ、文書に依つて其の期間其他の條項を明約するは少い。朝鮮に於ける實狀もその例に漏れず、大抵は口頭契約である。尤も從來といへども會社其他の法人の所有地や遠隔の地に在る地主の所有地及び内地大地主の所有地に就いては、證書に依る契約の行はるゝが例であつた。

然るに近時小作に關し種々の面倒が續發し、小作爭議と謂ひ得べきものも弗々擡頭する有様となつたものだから、其の紛争の機會を少からしめん爲めに、書面契約に依つて權利義務の關係を明かにして置かうとする風が表はれて來た。特に都會地附近に於て顯著なるを見る。其狀内地に於けると相似たるものである。

併し書面契約といつても、完備せる契約證書を依製するものと、たゞ單に『小作票』又は『移作票』と稱せらるゝものを地主より小作人に交付し、小作の條項に關しては口頭を以て契約をするのことがある。後者は從來廣く行はれて居る所で、之は書面契約といふていへないことはないが、それよりもやはり口頭契約の部に入れた方が穩當である。即ち此の場合には地主は小作人に對して土地を表示しその小作を爲さしむる意味を記せる簡單なる票札を交付し、小作人はその交付を受けて初めて其地を小作する權利を得るのである。之を例示せば¹³⁾

土地所在地名斗落番耕作者何某ノ分此後實費ニ耕作スルコト

年 月 日

地主 何

某¹⁴⁾

耕作者 何 某宛

といふやうな簡單なものである。然るに内地地主と小作人との間に取交さるゝ小作契約證書や鮮人地主小作人にして近頃之に倣つて作製する小作契約證書は、もつと現代的に整つたものである。尤もそれにも極めて簡單なものとかなり複雑なとがある。試にその實例を一つ宛掲げて置く。先づ簡單なものとしては全羅北道全州郡の一例として次のやうなのがある。¹⁴⁾

一、借地ノ表示

所在地 地番 地目 枚數 面積 小作料 小作人
 面番 斗落

13) 全羅北道『小作制度並農家經濟ニ關スル調査書』所載

14) 同上

一 小作期限
 大正 年 月 日

前記ノ土地拙者等連帶ニテ小作請仕候處確實也然ル上ハ御指定ニ從ヒ耕作ニ勉勵シ擅ニ地形地目ノ變換小作權ノ貸與
 讓渡交換等致間敷ハ勿論小作料ハ改良日本種粳乾燥精選ノ上毎年何月何日限り無相違皆納可致候萬一期限ニ至リ一人
 ニテモ皆納不履行ノ節ハ連帶人ニ於テ其ノ責ニ任シ毫モ貴殿ニ損害相掛ケ申間敷候爲后日小作契約證依テ如件

年 月 日

郡 面 何番地 連帶人

何 某 ㊦

同 同

地主宛

次にや、複雑な例としては、

一、小作地表示

小作臺帳 番	土地所在 地	番	地	目	斗	落	作付面積	小作料	摘要
-----------	-----------	---	---	---	---	---	------	-----	----

前記ノ土地小作致候ニ付テハ左記條項確守可仕連帶保證人相立小作契約書一札如件

年 月 日

郡 面 里 番地

小作人

通稱 (茂)

郡 面 里 番地

連帶保證

何 某 農 場 御 中

契 約 條 項

第一條 耕作地ヲ愛護シ農事ニ熱誠忠實ニ勉勵ノコト

第二條 種子及耕作方法收穫調整等一般改良方法ヲ實行シ地主ノ指揮命令ニ服從シ農產物品收穫増加ヲ圖ルコト

第三條 小作料調定ニ就テハ異議申問數尙定租畝ニアリテハ其年ノ豊凶ニ不拘前記定租ヲ毎年無停滯納入ノコト

第四條 小作料ハ其ノ土地生産ノ良種ヲ精撰シ乾燥調整等ニ努力スルハ勿論草實土砂雜穗其ノ他雜物ノ無キモノ一石重量質

百八十斤以上ヲ五斗吸入ニシ毎年十二月二十日迄ノ内ニ賞農場ノ指定スル場所ニ持參シ納付可仕事

但シ五斗未滿ノ端數ハ二斗以上ハ總テ吸入リトシテ納付シ數種ノ混合物或ハ在來種ヲ納入スル時ハ一割以上増納ノ

事

第五條 小作料ヲ完納スル迄ハ該土地ヨリ生産シタル穀物及蕪等ハ賣却又ハ使用ナササルコト

第六條 期限ニ至リ小作料ヲ完納セサル時ハ拵者ノ所有ニ係ル財産全部貴農場ノ自由權執相成候共異議申問數事

第七條 期限内ニ小作料ヲ完納セス管保ヲ受ケタル時ハ拵者其ノ費用ヲ負擔シ尙期限後ハ滯納額一石ニ對シ一日毎ニ一升宛

ノ利子加納ノ事

第八條 小作契約者ハ必ス戶主ニシテ本名ヲ用ヒ若シ當人死去シタル時ハ速ニ報告シ更ニ相續人小作ノ繼續認證ヲ受クル事

第九條 自己ノ名義ニテ預リタル土地ヲ他ヘ轉作又ハ交換等ナササルコト

第十條 貴農場ノ承諾スルニアラサレハ地目ノ變更其ノ他畦畔溝渠ノ改廢増設ヲ爲ササルコト

第十一條 小作期間ハ定租畝ニアリテハ豫メ三ヶ年賭畝ハ永續ト定メラレタリト雖期限内契約取消ノ命令アル時ハ異議無ク直

チニ該土地返納可仕事

第十二條 翌年度ノ小作ヲ爲ササルトキハ十二月三十日迄ニ報告ヲ爲ス事若シ無料ニテ爲ササル時ハ相當ノ損害賠償御請求ニ

應スヘキ事

第十三條 前記ノ各條ニ違背シタル時ハ即時小作權消滅ハ勿論小作地上ノ農作物貴農場ノ所得タルヘキ事

第十四條 保證人ハ本契約ノ存在スル限り小作人ノ連帶責任ヲ以テ擔當可致事

第十五條 小作料ヲ滯納シ裁判ヲ仰カル事アルトキハ貴農場ノ管轄裁判所ニ起訴セラルル共異議申聞敷事

此等は一二の例に過ぎぬが、大抵大同小異である。そして小作契約證書は普通の例としては小作人より地主に差出すのであるが、證書は地主側に於て之を作製し、不動文字は一定の形式に従て多くは印刷にしてある有様だから、その契約條項の如きも、地主に都合のよいやうな事ばかり並べてあつて、小作人の義務の方面のみの記されたのが多い。今其の小作條項として普通に契約の内容を爲すものは、¹⁵⁾

- 一 小作地の所在
- 二 小作地の種類反別
- 三 小作料額及種類品質調製
- 四 小作期間
- 五 小作料納入の期限
- 六 小作料納入の場所
- 七 小作地使用及栽培物に關する制限
- 八 小作地の轉貸並小作權の賣買に關する事項
- 九 小作契約期間内に於ける解約の場合

十 小作料の滞納其他小作人の債務不履行の際に於ける處置制裁
十一 保證人ある場合は保證人の義務
等である。尙ほ特例としては¹⁶⁾

- 一 小作料の納入期限前に納入する場合
 - 二 小作米計量の方法制限
 - 三 小作料査定に不服ある場合に於ける決定方法
 - 四 小作地に係る諸税並修繕改良費の負擔
 - 五 小作料増減免除の場合及其の決定方法
 - 六 當事者の死亡其他の場合に於ける小作承継事項
 - 七 小作契約爭議其他に對する管轄裁判所
- 等の事項の定めらるゝもあり、更に又
- 一 病鳥虫害の豫防及暴雨に際し堤堰等の決壊を豫防すること
 - 二 小作料は三里以内は無料運搬すること
 - 三 小作人一人に對する小作面積制限(十五斗落以上は普通許さず)
 - 四 農監の面會通知書に接したるときは小作人は三日内に出頭すべきこと
 - 五 小作人に身分不相當の債務あるときは契約を解くこと

等の定めらるゝ、特例も鮮内諸地の間に認めらるゝ所なりとする。内地に在つては契約事項中に、小作人が小作人組合に加入するを禁ずる事項や、小作契約に關し多數小作人の代表者たる者の代表權を認めないといふ事項やの掲げらるゝ、例が近頃段々多くなつて來て居るが、鮮地に於てはまだまだ多く其例を見ないやうである。云ふ迄もなく之は彼地に於てまた多く團體的な小作争議を見ず、小作人組合の如きも鬪争團體として作られたのが少く、斯かる條項を必要とせないからである。けれども朝鮮にも今後追々その必要を見るに至るべきは、避け難い所であらう。

小作契約の行はるゝ際保證人を立てる例は文書契約の場合に主として行はれるのであつて、口頭契約の場合には殆んど稀である。蓋し口頭契約は、小作が慣習的に約束せられ、然かも地主小作人間には徳義的な關係の存する昔風のものであるから、保證人を立てるなどいふことはあまり其の必要なく、其の慣例は多く存せざる次第である。然るに文書契約に至つては、内地地主と鮮人小作人との間に行はれるか、然らざれば近時小作人が權利を主張し地主と對等の地位に立つて小作關係を單純なる契約關係たらしめんとする風ある所から生じて來たものなれば、地主も其の權利を十分に保護せんとして、小作人には保證人を要すと爲し、其の保證人は連帶保證人たるべきことを要求することゝなつたのである。

次に小作契約に際し、小作人に於て保證金若くは敷金の類を納めるものは甚だ稀であるが、一

部には敷金の意味を以て小作地に對する翌年度の地稅を前納するものがある。又金納小作料の場合にその一部若くは全部を前納するものも無いではない。然し後者は頗る稀な例のやうである。

次に契約期限満了の際に於ける小作繼續について見るに、小作方法其のよろしきを得小作人が契約又は慣習に依る其の義務を履行したる場合には、前契約通り小作を繼續せしむるが普通である。然し地主に於て之を欲せざる場合には小作地を取上ぐるに何等の妨を感ぜざるは勿論である。そして地主の死亡せる場合には其の相續人に於て其儘契約を繼續するを普通とする。小作人の死亡した場合には、其の相續人中に適當の小作人あるときは其儘契約を繼續せしめるを例とするが、他に小作希望者があつて前小作人に相當の賠償を支拂ふことを申出た場合には之に小作を讓ることもある。死亡小作人の相續人又は親族中に、適當の小作人なき場合に、地主に於て其の小作地を取返すは固より地主の自由である。

次に土地の賣買贈與に依り地主の變つた場合に於ける小作契約の効力に就いては、明約を缺くのが大多數だが、又慣行も區々になつて居るやうである。然し前地主と新地主との間に小作を變更せざる條件の下に賣買が成立したり、新地主が小作人を變更する必要を認めざるべきなどは、小作の其儘繼續せらるゝは勿論の義である。

最後に小作の解約について見るに、小作契約は普通秋收後十一月又は十二月の候に行はれるの

であるから、その解約も亦特殊の事情なき限りは、收穫期後翌年の春分頃即ち植付時分迄の間に
行はれるを例とする。

解約すれば土地は原状に復して返附せられるが原則である。然し當時作付中のものは小作人に
於て收穫するを例と爲すが故に、其の以後に於て返附するか、又は新舊小作人に於て其の收穫迄
分地する場合もある。何れにしても地主には口頭又は書面を以て通告するのである。

解約は契約期限内には行はれざるを通例とするが、たゞ左の如き場合に行はれる。¹⁷⁾

- (一) 小作料の滞納又は不納等小作人が甚しく契約に違背したる場合
- (二) 小作料の種類品質等に就き地主の指定に反き又は小作人が著しく耕作に不真面目なる場合
- (三) 地主の承諾なくして小作地を轉貸し又は小作權を賣却したるとき
- (四) 小作人が勝手に土地の形狀地目を變更し又は之を毀損荒廢せしめ若くは其虞ある場合

中には地主がたゞ土地を必要としたり近親者に小作せしめんとしたりする理由で小作の解約を
爲す者もある。又小作人が死亡病氣の爲め乃至は勞働手不足や轉居轉職等の爲めに解約を申出る
場合もある。又感情上の衝突などの爲めに理不盡に地主又はその代理人に依て土地取戻が請求せ
られ厭應なしに解約の行はれる場合もある。何れにしても小作人の權利は十分確乎たるを得ない
で、多くは地主の自由支配の下に居る。

尙ほ解約に際しては、解約が耕作の期間外普通解約の時期に於て行はるゝ場合には、格別賠償

の問題は起らぬけれど、春分を経過して解約の行はるゝときは、小作人より種子代肥料代等小作人の投下資本に對する時價賠償を請求し、地主は自ら之を賠償するか、又新小作人をして之を賠償せしむるを例とする。裏作物は普通小作人の所得なるが故に春分以前に解約の通知を受けても、裏作收穫後に於て土地の返還引渡を爲すのである。解約が小作人の申出に依て行はれたり、小作人の不都合の爲めに行はれたりする場合には、地主は何等賠償を爲さざるが普通である。地荒しに對しては小作人の側より賠償すべきものとなつて居る。然しその實例は少いやうである。

以上之を要するに、小作契約の方法及其の内容更には解約の方法之に伴ふ賠償の問題についても、朝鮮の現状は、小作制度が一般的にまだ甚だ幼稚で、又小作人の權利思想も發達して居ず、その地位も低く、經濟實力も弱い爲めに、大體頗る不完備の狀況に在る。多くは慣習的に行はれ、從て地主の意思が大部分の働を爲し、小作人の權利の保障されたる所が少い。たゞ近者一般的に思想と經濟との著しき變動の爲めに、小作關係も舊來の情誼的關係を離れて法律的關係となり、單純なる經濟上の事務的な事柄となりつゝあり、その變化の勢著しき爲めに、契約の方法、其の諸條件、解約に關する事項等も漸次整頓して現代的とならんとしつゝある。然しその勢が熟して終に小作制一般の改革的發達を見るに至るは、あまり急速のことにはなり得ないであらう。

(未完)